(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)及び東浦町景観条例(平成28年東浦町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観形成重点区域に係る告示事項)

- 第2条 条例第6条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 指定の年月日(同条第5項の規定による指定の変更にあっては当該変更の年月日、同項の規定による指定の解除にあっては当該解除の年月日)
 - (2) 景観形成重点区域の名称
 - (3) 景観形成重点区域の範囲

(事前協議)

- 第3条 条例第7条第1項の規定による協議は、法第16条第1項の規定による届出を行う日の30日前までに事前協議書(様式第1)を町長に提出して行うものとする。
- 2 前項の事前協議書には、省令第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書及 び別表の行為の種類の区分に応じた同表に規定する図書を添付しなければならない。 ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適 切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の 図書をもって、これらの図書に替えることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、前項の規定により添付する図書について必要 がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 4 条例第7条第4項の規定による通知は、事前協議確認書(様式第2)により行うものとする。

(行為の届出)

- 第4条 法第16条第1項及び条例第8条第2項前段の規定による届出は、景観計画 区域内における行為届出書(様式第3)により行うものとする。
- 2 法第 16 条第 2 項及び条例第 8 条第 2 項後段の規定による届出は、景観計画区域内における行為変更届出書(様式第 4)により行うものとする。
- 3 条例第9条第1項に規定する規則で定める書類は、事前協議確認書及び別表の行 為の種類の区分に応じた同表に規定する図書とする。
- 4 条例第9条第2項に規定する規則で定める書類は、別表の行為の種類の区分に応じた同表に規定する図書とする。

(届出に係る行為の適合通知)

第5条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為(以下「届出行為」という。)が、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合すると認めるときは、当該届出を行う者に対し、届出行為の適合通知書(様式第5)により通知するものとする。

(届出行為の完了)

第6条 法第16条第1項の規定により届出をした者は、届出行為が完了した場合は、 景観計画区域内における届出行為完了届出書(様式第6)を町長に提出するものと する。

(助言、指導及び勧告)

第7条 条例第10条第1項の規定による助言及び指導並びに法第16条第3項の規定による勧告は、助言・指導・勧告書(様式第7)により行うものとする。

(変更命令等)

第8条 法第17条第1項及び同条第5項の規定による命令は、変更等措置・原状回復 等命令書(様式第8)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の告示事項)

- 第9条 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 景観重要建造物の名称及び所在地
 - (3) 指定の理由となった外観の特徴
 - (4) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(景観重要建造物の標識)

- 第10条 法第21条第2項の規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 指定した建造物の名称

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

- 第11条 省令第9条に規定する申請書は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式 第9)によるものとする。
- 2 町長は、前項の申請書の内容を審査し、景観重要建造物の良好な景観の保全に支 障がないと認めるときは、景観重要建造物現状変更許可書(様式第10)により許可 するものとする。

(景観重要建造物の所有者の変更の届出)

第12条 法第43条の規定による景観重要建造物に係る届出は、景観重要建造物所有 者変更届出書(様式第11)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の告示事項)

- 第 13 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 景観重要樹木の樹種

- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の標識)

- 第14条 法第30条第2項の規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 指定した樹木の種類

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請)

- 第15条 省令第14条に規定する申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式 第12)によるものとする。
- 2 町長は、前項の申請書の内容を審査し、景観重要樹木の良好な景観の保全に支障 がないと認めるときは、景観重要樹木現状変更許可書(様式第13)により許可する ものとする。

(景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第16条 法第43条の規定による景観重要樹木に係る届出は、景観重要樹木所有者変 更届出書(様式第14)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第17条 法、省令、条例及びこの規則の規定に基づき町長に提出するものの部数は、 正本及び副本各1部とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が 定める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月27日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

行为の括 籍		図書						
行為の種類 	図書の種類	縮尺	明示すべき事項					
(1)建築物の新築、増	配置図	100 分の	(1) 方位					
築、改築若しくは移		1以上	(2) 行為地の形状及び寸法					
転、外観を変更する			(3) 行為地内の建築物等の位					
こととなる修繕若し			置					
くは模様替又は色彩			(4) 行為地周辺の状況					

の変更	外構図	100 分の	(1) 緑化施設の位置
(2) 工作物の新設、増		1以上	(2) 附属設備等の位置
築、改築若しくは移			(3) 照明の位置
転、外観を変更する			(4)法面、擁壁等の工作物の外
こととなる修繕若し			観
くは模様替又は色彩			H-y/L
の変更			
開発行為又は法第 16 条	現況図	1,000 分	(1) 方位
第1項に規定する政令で	70702	の1以上	(2) 地形
定める行為		V) 1 (A) II.	(3)行為地の位置
ための日刻			(4)行為地周辺の状況
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	二二四 57	1 000 /\	(5)樹木の状況
	配置図	1,000 分	(1) 方位
		の1以上	(2)行為地の形状及び寸法
			(3) 行為地内の建築物等の位
			置
			(4)行為地周辺の状況
			(5)緑化施設の位置
			(6)法面、擁壁等の工作物の外
			観
	造成計画平		(1)方位
	面図	の1以上	(2) 開発区域の境界
			(3) 切土又は盛土をする土地
			の色分け(切土にあっては
			茶色、盛土にあっては緑色)
			(4) 崖及び擁壁の位置
			(5) 道路の位置、形状、幅員及
			び勾配
			(6) 縦横断線の位置及び記号
			(7) 工区界及び地形(等高線)
			(8) 宅地の地盤高及び面積
	造成計画断	1,000 分	(1) 切土又は盛土をする前後
	面図	の1以上	の地盤面の色分け(切土に
			あっては茶色、盛土にあっ
			ては緑色)
			(2) 崖及び擁壁の位置

(1) 上地の開始 しての	#日公口(20)	1 000 /	(1) +/ :
(1)土地の開墾、土石の	現況図	1,000 分	(1) 方位
採取、鉱物の掘採そ		の1以上	(2) 地形
の他の区画形質の変			(3) 行為地の位置
更			(4)行為地周辺の状況
(2) 木竹の植栽又は伐			(5) 樹木の状況
採	配置図	1,000 分	(1) 方位
(3)屋外における土石、		の1以上	(2) 行為地の形状及び寸法
廃棄物、再生資源そ			(3) 行為地内の建築物等の位
の他の物件の堆積			置
(4)水面の埋立て又は			(4) 行為地周辺の状況
干拓			(5)緑化施設
			(6)法面、擁壁等の工作物の外
			観
	造成計画平	1,000 分	(1) 方位
	面図	の1以上	(2) 開発区域の境界
			(3) 切土又は盛土をする土地
			の色分け(切土にあっては
			茶色、盛土にあっては緑色)
			(4) 崖及び擁壁の位置
			(5) 道路の位置、形状、幅員及
			び勾配
			(6) 縦横断線の位置及び記号
			(7) 工区界及び地形(等高線)
			(8) 宅地の地盤高及び面積
	造成計画断	1,000 分	(1) 切土又は盛土をする前後
	面図	の1以上	の地盤面の色分け(切土に
			あっては茶色、盛土にあっ
			ては緑色)
			(2) 崖及び擁壁の位置
	現況写真		(1) 行為地の状況
			(2) 行為地周辺の状況
	位置図	2,500 分	(1) 行為地の位置
		の1以上	(2) 行為地周辺の状況
(1) 広告物の表示又は	 配置図	100 分の	(1) 方位
広告物を掲出する物		1以上	(2)表示又は設置の場所
件の設置			(3) 行為地周辺の状況
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(2) 広告物又は広告物	色彩広告面	50 分の1	(1) 色彩
を掲出する物件の変	積模写図	以上	(2)表示面積
更又は改造	現況写真		 (1)行為地の状況
			(2) 行為地周辺の状況
			(2) 1) 為地周辺の状況
	位置図	2,500 分	(1) 行為地の位置
		の1以上	(2) 行為地周辺の状況

事前協議書

				年	月	月
東	浦町長					
			申出者			
			住 所			
			氏 名			
			電話番号			
東	浦町景観条例第	7条第	1 項の規定に基づき、次のとおり景観詞	計画区域	或内にお	ける
行為	について、協議	を申し	出ます。			
行	□建築物		ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築	エ	移転	
	□工作物		オ 外観を変更する修繕・模様替 カ	色彩	の変更	
為	□開発行為 [□景観法	第 16 条第 1 項に規定する政令で定める	る行為		
		~ 	ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ	鉱物	の掘採	
0	□土地の形質の	り変更	エ その他 ()			
	□木竹の植栽	□木竹	の伐採			
種	□屋外におけ	る物件	ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源	į		
	の堆積		エ その他 ()			
類	□水面の埋立	てロオ	である。			
行	為の場	所	東浦町			
行為	の設計又は施行	行方法				
<i>4</i> =	* • • *	1 88	着手予定日 完了予定	三日		
行 	為の期	間間	年 月 日 年	三月	日	
連	住所		i			
絡	氏 名					
	電話番号					
先						

- 注1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
 - 2 景観法施行規則第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書及び東浦町景 観規則別表の行為の種類の区分に応じた同表に規定する図書を添付してください。
 - 3 「申出者」欄には、行為者の住所等を記入してください。また、行為者が法人 その他の団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地を記入してください。
 - 4 「行為の種類」欄は、該当するものに☑し、必要に応じて○で囲んでください。
 - 5 「連絡先」欄には、協議内容の照会先として、申出者以外の者(設計者、施行者等)を希望する場合に記入してください。

別紙1 (建築物用)

用				途										
		_			申出部分			既存部分				合計		
敷	地	1	面	積			m^2				m^2			m²
建	築	į	面	積			m^2				m^2			m^2
延	~	2	面	積	(階)	m²	(階)		m²	(階)	m²
高				さ			m				m			m
構	構 造													
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					申出	部分					既存	部分		
新築	外部仕上げ	屋根	色	彩										
· 増	性	根	素	材										
築	げ	外	色	彩										
改		壁	素	材										
新築・増築・改築・移転	敷		\			申出部分			既存	部分			合計	
移転	地の	緑	地译	前積			m²				m²			m²
,	緑化	樹		種										
	外	観	面	積										$\overline{\text{m}^2}$
外観を変更する修繕			1	変更に	L 面積	変更害	合		変更	 夏前			変更後	
を変		色	久入國 [A							-17.7			242401	
更力					m^2	%								
3	屋	彩												
修繕	根	素			2		0/							
模		材			m²		%							
様替		<i>[</i> 2,												
		色			m^2		%							
色彩の変更	外	彩												
の亦	壁	素			9		- /							
更		材			m²		%							
		配慮												
		他参	考。	とな										
つも 	耳													

- 注1 建築物の新築に該当する場合は、「既存部分」欄の記入は不要です。
 - 2 「用途」欄には、事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等 の建築物名を記入してください。
 - 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
 - 4 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で 囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
 - 5 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
 - 6 「高さ」欄には、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定により算定した 高さを記入してください。また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、 「申出部分」欄には増築又は改築する部分の高さを記入し、「既存部分」欄には現 在の高さを記入し、「合計」欄には増築又は改築後の高さを記入してください。
 - 7 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等を記入してください。
 - 8 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積及びマンセル表色系の記号を記入してください。
 - 9 「素材」欄には、表面仕上げの素材をできるだけ詳しく記入してください。
 - 10 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入して ください。
 - 11 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

別紙2 (工作物用)

種			類							
				申出部分		既存	部分		合計	
敷	地	面	積		m^2	m²				m²
築	造	面	積		m^2		m^2			m²
高			さ		m		m			m
構			造							
				申出	部分			既存	部分	
新設	仕上げ	色	浅							
・増築・改築・移転		素	材							
改築				申出部分		既存	部分		合計	
・移転	敷地の緑	緑地	面積		m²		m²			m²
	化横種									
外観	外観面積									m²
を変更			/	変更面積	変	更割合	変更前	j	変更後	
外観を変更する修繕・		色		m²		%				
模様替		彩								
		素								
色彩の変更				m²		%				
		材								
項そ	景観上配慮した事 項その他参考とな る事項									

- 注1 工作物の新設に該当する場合は、「既存部分」欄の記入は不要です。
 - 2 「種類」欄には、煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等の工作物名を記入してください。
 - 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
 - 4 「築造面積」欄には、工作物の水平投影面積を記入してください。
 - 5 「高さ」欄には、地上からの高さを記入してください。増築又は改築によって 高さが増加する場合は、「申出部分」欄には増築又は改築する部分の高さを記入し、 「既存部分」欄には現在の高さを記入し、「合計」欄には、増築又は改築後の高さ を記入してください。
 - 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
 - 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積及びマンセル表色系の記号を記入してください。
 - 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材をできるだけ詳しく記入してください。
 - 9 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してください。
 - 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

別紙3 (その他用)

/3 3/1.	氏3(その他用)			
目	的		,	
		行為地の面積	変更後の土地の	
		m²	形状	
	ア 開発行為等 イ 土地の形質の変 更(土地の開墾等)	法面又は擁壁 の規模 高さ m	法面等の外観	
		長さ m 勾配 %	緑化の方法	
行		行為地の面積 ㎡	変更後の土地の 形状	
為	ウ 土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の堀短)	の規模	採取又は掘採の 位置又は方法	
	は鉱物の掘採)	高さ m 長さ m	遮蔽の方法	
<i>O</i>			緑化の方法	
r.r.	エ 屋外における土	行為地の面積 ㎡	物件の種類	
種	石、廃棄物、再生資源その他の物件		堆積の位置及び 方法	
類	の堆積	m	遮蔽の方法	
		行為地の面積 ㎡	変更後の土地の 形状	
	オ 水面の埋立て又 は干拓	の規模	植生の復元の方 法	
		高さ m 長さ m 勾配 %	周辺樹木の育成への配慮の方法	
	親上配慮した事項そ 也参考となる事項			

- 注1 行為の種類がア又はイの場合は、次の事項に留意してください。
 - (1)「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2)「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3)「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
 - 2 行為の種類がウの場合は、次の事項に留意してください。
 - (1)「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2)「採取又は掘採の位置又は方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (3)「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための 措置について記入してください。
 - (4)「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等ついて記入してください。
 - 3 行為の種類がエの場合は、次の事項に留意してください。
 - (1)「物件の種類」欄には、堆積する物件の種類について記入してください。
 - (2)「堆積の位置及び方法」欄は、整然とした堆積とするための措置について記入してください。
 - (3)「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入してください。
 - 4 行為の種類が才の場合は、次の事項に留意してください。
 - (1)「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2)「植生の復元の方法」欄には、自然植生と調和し、生態系に配慮した植生の復元方法について記入してください。
 - (3)「周辺樹木の育成への配慮の方法」欄には、周辺樹木の育成に支障をきたさないための配慮方法について記入してください。
 - 5 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してく ださい。
 - 6 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、施行に当たって、特に 留意した事項等を記入してください。

事前協議確認書

						第		号
						年	月	日
	様							
				-	東浦町長			印
	年 月	日付け、	で東浦	町景観条	列第7条第1項	頁の規定に.	より協	議のあ
った	と下記の件につい							
				→				
_	1- V OTTUT			記				
1	行為の種類							
2	行為の場所							
<i>_</i>	東浦町							
	Mellin, 1							
3	行為の期間							
	着手予定日	年 月	日					
	完了予定日	年 月	日					
4	行為の目的							

注 景観法第 16 条第1項の規定による届出を行う際は、本確認書を添付してください。

景観計画区域内における行為届出書

東浦町長 氏名電話番号 氏名電話番号 (景観法第 16 条第 1 項・東浦町景観条例第 8 条第 2 項) の規定に基づき、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。 行 □建築物			年 月 日
住 所 氏 名電話番号 氏 名電話番号 (景観法第 16 条第 1 項・東浦町景観条例第 8 条第 2 項) の規定に基づき、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。 行 □建築物	東	浦町長	
氏 名 電話番号 (景観法第16条第1項・東浦町景観条例第8条第2項)の規定に基づき、景観計画 区域内における行為について、次のとおり届け出ます。 行 □建築物 ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 □工作物 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更 □開発行為 □景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他 ()) の □木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 エ その他 ()) 種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 類 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 番手予定日 完了予定日 年 月 日 年 月 日 連 住 所			届出者
電話番号 (景観法第16条第1項・東浦町景観条例第8条第2項)の規定に基づき、景観計画 区域内における行為について、次のとおり届け出ます。 行 □建築物 ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 □工作物 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更 □開発行為 □景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他() の □木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 の堆積 エ その他() 種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 類 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間			住 所
電話番号 (景観法第 16 条第 1 項・東浦町景観条例第 8 条第 2 項) の規定に基づき、景観計画 区域内における行為について、次のとおり届け出ます。 行 □建築物 ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 □工作物 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更 □開発行為 □景観法第 16 条第 1 項に規定する政令で定める行為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他() の □木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 エ その他() 種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 類 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 年 月 日 年 月 日 連 住 所			
(景観法第16条第1項・東浦町景観条例第8条第2項)の規定に基づき、景観計画 区域内における行為について、次のとおり届け出ます。 行 □建築物 ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 □工作物 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更 □開発行為 □景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他() の □木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 エ その他() 種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 年 月 日 年 月 日 連 住 所			氏 名
区域内における行為について、次のとおり届け出ます。 行 □建築物 ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更 □開発行為 □景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為 為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他() の 一木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 エ その他() 面体積 エ その他() 一水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する 物件 ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 年 月 日 年 月 日 準 住 所			電話番号
区域内における行為について、次のとおり届け出ます。 行 □建築物 ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更 □開発行為 □景観法第16条第1項に規定する政令で定める行為 為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他() の 一木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 エ その他() 面体積 エ その他() 一水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する 物件 ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 年 月 日 年 月 日 準 住 所			
 行 □建築物 ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 コ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更 □開発行為 □景観法第 16 条第 1 項に規定する政令で定める行為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他() の □木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 エ その他() 種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する 物件 ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 着手予定日 年 月 日 年 月 日 連 住 所 	(景観法第16条第1項	・東浦町景観条例第8条第2項)の規定に基づき、景観計画
□工作物 オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更 □開発行為 □景観法第 16 条第 1 項に規定する政令で定める行為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他() の □木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 エ その他() 種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 着手予定日	区域	内における行為につい	て、次のとおり届け出ます。
□開発行為 □景観法第 16 条第 1 項に規定する政令で定める行為 □土地の形質の変更	行	□建築物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転
為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他(□工作物	オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更
為 □土地の形質の変更 ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ その他(
□土地の形質の変更 エ その他() □木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 エ その他() 種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 着手予定日 完了予定日 年 月 日 連 住 所	為	, , , - , , , , , , , , , , , , , , , ,	1
の □木竹の植栽 □木竹の伐採 □屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 エ その他 () 種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物 □広告物を掲出する ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 類 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 着手予定日 完了予定日 年 月 日 連 住 所		□土地の形質の変更	
□屋外における物件 ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源 の堆積 エ その他() 種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 類 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 着手予定日			, , , ,
の堆積 エ その他() □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する 物件 ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 着手予定日 年 月 日 年 月 日 連 住 所	の	□木竹の植栽 □木竹	ケの伐採
種 □水面の埋立て □水面の干拓 □広告物 □広告物を掲出する		,	
□広告物 □広告物を掲出する ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 類 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 着手予定日 完了予定日 年 月 日 年 月 日 連 住 所		の堆積	エ その他()
類 口広告物を掲出する 物件 ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造 物件 行 為 の 場 所 東浦町 方法 行為の設計又は施行方法 着手予定日	種	□水面の埋立て □7	水面の干拓
類 物件 行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行為のの 期 間 着手予定日		□広告物	
行 為 の 場 所 東浦町 行為の設計又は施行方法 行 為 の 期 間 年 月 日 年 月 日 連 住 所		□広告物を掲出する	ア 表示・設置 イ 変更 ウ 改造
行為の設計又は施行方法 着手予定日 完了予定日 連 住 所	類	物件	
行 為 の 期 間 着手予定日 年 月 日 年 月 日 連 住 所	行	為の場所	東浦町
行 為 の 期 間 着手予定日 年 月 日 年 月 日 連 住 所	行為	の設計又は施行方法	
で期間 年月日 連住所	1,7,7,7		
連住所	行	為の期間	
	,,,		<u>+ 7 P </u>
数 F	連	住 所	
	絡	氏 名	
先 電話番号	先	電話番号	

- 注1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
 - 2 景観法施行規則第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書及び東浦町景 観規則別表の行為の種類の区分に応じた同表に規定する図書を添付してください。
 - 3 「届出者」欄には、行為者の住所等を記入してください。また、行為者が法人 その他の団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地を記入してください。
 - 4 「行為の種類」欄は、該当するものに☑し、必要に応じて○で囲んでください。
 - 5 「連絡先」欄には、協議内容の照会先として、協議者以外の者(設計者、施行者等)を希望する場合に記入してください。

別紙1 (建築物用)

用				途										
		_			申出部分			既存部分				合計		
敷	地	1	面	積			m^2				m^2			m²
建	築	į	面	積			m^2				m^2			m^2
延	~	2	面	積	(階)	m²	(階)		m²	(階)	m²
高				さ			m				m			m
構	構 造													
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					申出	部分					既存	部分		
新築	外部仕上げ	屋根	色	彩										
· 増	性	根	素	材										
築	げ	外	色	彩										
改		壁	素	材										
新築・増築・改築・移転	敷		\			申出部分			既存	部分			合計	
移転	地の	緑	地译	前積			m²				m²			m²
,	緑化	樹		種										
	外	観	面	積										$\overline{\text{m}^2}$
外観を変更する修繕			1	変更に	L 面積	変更害	合		変更	 夏前			変更後	
を変		色	久入國 [A							-17.7			242401	
更力					m^2	%								
3	屋	彩												
修繕	根	素			2		0/							
模		材			m²		%							
様替		<i>[</i> 2,												
		色			m^2		%							
色彩の変更	外	彩												
の亦	壁	素			9		- /							
更		材			m²		%							
		配慮												
		他参	考。	とな										
つも 	耳													

- 注1 建築物の新築に該当する場合は、「既存部分」欄の記入は不要です。
 - 2 「用途」欄には、事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等 の建築物名を記入してください。
 - 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
 - 4 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で 囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
 - 5 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
 - 6 「高さ」欄には、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定により算定した 高さを記入してください。また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、 「申出部分」欄には増築又は改築する部分の高さを記入し、「既存部分」欄には現 在の高さを記入し、「合計」欄には増築又は改築後の高さを記入してください。
 - 7 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等を記入してください。
 - 8 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積及びマンセル表色系の記号を記入してください。
 - 9 「素材」欄には、表面仕上げの素材をできるだけ詳しく記入してください。
 - 10 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入して ください。
 - 11 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

別紙2 (工作物用)

種			類							
				申出部分		既存	既存部分			
敷	地	面	積		m²		m²			m²
築	造	面	積		m^2		m²			m²
高			さ		m		m			m
構	造									
				申出	部分			既存	部分	
新設	仕上げ	色	彩							
新設・増築・改築・移転	(7	素	材							
改筑				申出部分		既存	部分		合計	
・移転	敷地の緑:	緑地	面積		m²		m²			m²
	緑化	樹	種							
外網	外 外観面									m²
を変更				変更面積	変	更割合変更前		Ī	変更後	
外観を変更する修繕・		色		m²		%				
模様替		彩								
		素								
色彩の変更		材		m²		%				
景観項で	景観上配慮した事項その他参考となる事項									

- 注1 工作物の新設に該当する場合は、「既存部分」欄の記入は不要です。
 - 2 「種類」欄には、煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等の工作物名を記入してください。
 - 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
 - 4 「築造面積」欄には、工作物の水平投影面積を記入してください。
 - 5 「高さ」欄には、地上からの高さを記入してください。増築又は改築によって 高さが増加する場合は、「申出部分」欄には増築又は改築する部分の高さを記入し、 「既存部分」欄には現在の高さを記入し、「合計」欄には、増築又は改築後の高さ を記入してください。
 - 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
 - 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積及びマンセル表色系の記号を記入してください。
 - 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材をできるだけ詳しく記入してください。
 - 9 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してください。
 - 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。

別紙3 (その他用)

目	的				
		行為地の面積 m ²	変更後の土地の 形状		
	ア 開発行為等 イ 土地の形質の変 更(土地の開墾等)	法面又は擁壁 の規模 高さ m	法面等の外観		
		長さ m 勾配 %	緑化の方法		
仁		行為地の面積 ㎡	変更後の土地の 形状		
行	ウ 土地の形質の変 更(土石の採取又	の規模	採取又は掘採の 位置又は方法		
為	は鉱物の掘採)	高さ m 長さ m	遮蔽の方法		
			緑化の方法		
の	エ 屋外における土	行為地の面積 ㎡	物件の種類		
種			堆積の位置及び 方法		
	の堆積	m	遮蔽の方法		
類		行為地の面積 ㎡	変更後の土地の 形状		
	オ 水面の埋立て又は干拓	の規模	植生の復元の方 法		
		高さ m 長さ m 勾配 %	周辺樹木の育成 への配慮の方法		
	カ 広告物の表示等 キ 広告物を掲出す る物件の設置等	表示面積		数 量	
	観上配慮した事項そ 也参考となる事項				

- 注1 行為の種類がア又はイの場合は、次の事項に留意してください。
 - (1)「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2)「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3)「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
 - 2 行為の種類がウの場合は、次の事項に留意してください。
 - (1)「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2)「採取又は掘採の位置又は方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (3)「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための 措置について記入してください。
 - (4)「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等ついて記入してください。
 - 3 行為の種類がエの場合は、次の事項に留意してください。
 - (1)「物件の種類」欄には、堆積する物件の種類について記入してください。
 - (2)「堆積の位置及び方法」欄は、整然とした堆積とするための措置について記入してください。
 - (3)「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入してください。
 - 4 行為の種類がオの場合は、次の事項に留意してください。
 - (1)「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2)「植生の復元の方法」欄には、自然植生と調和し、生態系に配慮した植生の復元方法について記入してください。
 - (3)「周辺樹木の育成への配慮の方法」欄には、周辺樹木の育成に支障をきたさないための配慮方法について記入してください。
 - 5 行為の種類がカ又はキの場合は、次の事項に留意してください。
 - (1)「表示面積」欄には、広告物の表示面積について記入してください。
 - (2)「数量」欄には、広告物等の数量について記入してください。
 - 6 各欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」とし、添付する図書に記入してく ださい。
 - 7 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、施行に当たって、特に 留意した事項等を記入してください。

景観計画区域内における行為変更届出書

-	±\±\n	tt E			年 月 日								
J	東浦甲	刂長											
					届出者								
					住 所								
					氏 名								
					電話番号								
	(星)	祖注:	第 1 <i>6</i>	· 久台	第9項·東浦町星網冬刷第8条第9項)の担党に其づき 次のレ								
おり	(景観法第 16 条第 2 項・東浦町景観条例第 8 条第 2 項)の規定に基づき、次のと おり届出事項の変更を届け出ます。												
					C/II./ PIG. / 0								
行	為	()	1	類									
行	為	0	場	所	東浦町								
当	初の	届出	年月	日									
適~	合通	知書	の番	子号	第 号								
変		更		前									
変		更		後									
注1	変	更に	係る	図書	書を添付して下さい。								

- - 「届出者」欄には、行為者の住所等を記入してください。また、行為者が法人 その他の団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地を記入してください。
 - 3 行為の種類が屋外広告物又は屋外広告物に係るものの場合は、「適合通知書の 番号」欄への記入は、不要です。

届出行為の適合通知書

												第		号
												年	月	日
		1	羡											
								東	浦町長					印
	年	Ξ,	月	日付	けで届	国出のあ	つけ	と次の	行為に	つい	ては、	東浦	i町景	観計画に
定め	られた	行為の	の制限	に関っ	する事	事項に適	i合。	すると	認めまっ	す。				
行	□建築	筑物			ア	新築・	新設	<u> </u>		ъ	砂筑	.T.	移転	
.1.1													12 1.	·
										<u> </u>				
為	□開	発行為	5 □ 5	景観 法	第 16	5 条第 1	項に	こ規定	する政会	令で気	Eめる 	行為		
		Lih A Ti	質の変	к ш	ア	土地の	開墾	! イ	土石の)採取	, ウ	鉱	物の振	採
\mathcal{O}	LJ _L_,	地ワホ	(貝())	之史	エ	エ その他 ()								
	□木′	竹の植	載 [二木竹	すの伐	採								
種	□屋	外によ	3ける	物件	ア	土石 -	1	廃棄	物ウ	再生	資源			
	Ø:	堆積			工	その他	()			
類	□水ⅰ	面の埋	立て	□水	で面の	干拓								
行	為	Ø	場	所	東浦	訶								
<i>x</i> →	Δ <i>t</i> .		1 4 11	pb	着手	予定日				完丁	7予定	日		
行	為	D	期	間		年	月		日		年		月	日

景観計画区域内における届出行為完了届出書

		年 月 日										
東	浦町長											
		届出者										
		住 所										
		氏 名										
	電話番号											
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
	年 月 日付	けで届け出た次の行為について、当該行為が完了したので、										
東浦	町景観規則第6条の規											
行	□建築物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転										
	□工作物	オ 外観を変更する修繕・模様替 カ 色彩の変更										
	│ │ □	第 16 条第 1 項に規定する政令で定める行為										
為												
5/1.9	 □十地の形質の変更	ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採										
		エその他(
0	□木竹の植栽 □木竹の伐採											
	□屋外における物件	ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源										
	の堆積	エ その他 ()										
種	□水面の埋立て □水	は面の干拓										
	□広告物											
	□広告物を掲出する	アー表示・設置 イー変更 ウー改造										
類	物件											
行	為の場所	東浦町										
適台	う通知書の番号	第 号										

助言・指導・勧告書

			第	号							
			年	月 日							
	様										
		東浦町長		印							
	年 月 日付	けで届出のあった次の行為について、東	[浦町景	景観計画に定							
めら	められた行為の制限に関する事項に適合しないので、(景観法第 16 条第 3 項・東浦町										
景観	景観条例第10条第1項)の規定に基づき、次のとおり(助言・指導・勧告)します。										
行	□建築物	ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築	工	 移転							
	□工作物	オ 外観を変更する修繕・模様替 カ	色彩	の変更							
為	□開発行為 □景観法	- は第 16 条第 1 項に規定する政令で定める	行為								
		ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ	鉱物	の掘採							
0)	□土地の形質の変更	エ その他 ()									
	□木竹の植栽 □木竹	かの伐採									
種	□屋外における物件	ア 土石 イ 廃棄物 ウ 再生資源									
	の堆積	エ その他 ()									
類	□水面の埋立て □オ	く面の干拓									
行	為の場所	東浦町									
口助	力言□指導□勧告										
<u>ー</u> の	内容										
	1,1										

変更等措置・原状回復等命令書

						第		号
						年	月	日
		,	羡					
		1	14X					
					古法吓目			Ľn
					東浦町長			印
	年	Ë,	月	日付は	けで届出のあった次の行為について、	東浦町	景観計	画に定
めら	れた刑	『態意』	匠の制	限に記	適合しないので、景観法第 17 条(第 1	項・第	5項)	の規定
に基	づき、	次の	とおり	措置~	することを命じます。			
行					ア新築イ増築ウ改築エ	移転		
為		築物			オ 外観を変更する修繕・模様替	カー色系	どの変]	更
\mathcal{O}) · > (X.)	~
種		作物			ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ	移転		
類		11 1/2			オー外観を変更する修繕・模様替	カー色彩	どの変見	更
行	為	0)	場	所	東浦町			
	^							
命	令	0)	内	容				
1	~ の	1字)ァ	不肥が	 なス+		た日の	羽口かく	た耙

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に東浦町を被告として(訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長 になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

景観重要建造物現状変更許可申請書

					年	月	日				
東浦町長											
			申請者								
			住	听							
			氏 4	名							
			電話番-	•							
			电前省	与							
	- + ++			el. d.t 		• > <i>-</i> = · ·	, .				
景観法第 22 条第1項の規定に基づく景観重要建造物の現状変更の許可を受けたい											
ので、次のと:	おり申請	青しま	ます。								
			指定番号	指定年月日							
指 定 番	号	等	11/C III 4	年	月	日					
				+	<u>л</u>	Н					
│ │景観重要建資	生物の人	夕 壬午									
尽慨里安煌	旦初 (7)2	白小小									
景観重要建造	物の所	在地	東浦町								
			□ 増築 □ 改築 □	移転 🗆 🖟	除却						
行 為 の	種	類	□ 外観を変更する修繕	模様替 □	色彩の	変更					
			()				
行 為 の	場	所	東浦町								
設計又は力	施 行 力	法									
				ウママウロ							
行為の	期	間	着手予定日	完了予定日		_					
•			年 月 日	年	月	日					

注 景観法施行規則第9条第2項に掲げる図書を添付してください。

景観重要建造物現状変更許可書

		笋		号
		白	声 月	月日
様				
	東浦町長			印
	けけで申請のありました次の景	観重要建造物	物の現場	犬変更につ
いては、許可します。				
指定番号等	指定番号	指定年月日		
		年	月	日
景観重要建造物の名称				
景観重要建造物の所在地	東浦町			
	□ 増築 □ 改築 □ 移	転 🗆 除去		
行 為 の 種 類	□ 外観を変更する修繕・模	様替 □ 包	色彩の変	変更
	()
行 為 の 場 所	東浦町			
現状変更の内容				
許 可 条 件				

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に東浦町を被告として(訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長 になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

景観重要建造物所有者変更届出書

		ANBULL	大年 但 1000 月 月		~/шш	=			
							年	月	日
J	東浦町長								
			届出	诸	新所有	者)			
				住	所				
				氏	• •				
				電話	番号				
	下記の景観重要建造物	かの所有者	音を変更した	ので	、景観法	第 43 条	その規定に	基づき	届け
出	ます。								
			記						
1	指定番号								
2	指定年月日								
	年 月	日							
		- ~!							
3	景観重要建造物の名	5称							
	目知子五法光华	r- / 116							
4	景観重要建造物の別	T 在地							
	東浦町								
1									

景観重要樹木現状変更許可申請書

											年	月	日
東	浦町	曼											
						ŀ	申請者						
							住	所					
							氏	名					
							電話都	子					
景	親法第	第 3	1 条第	第1項	の規定に基づ	づく 景額	見重要樹	木の)現状変	更の評	午可を	受けた	いの
で、	次の。	とお	り申請	しま	す。								
					化				+121字方	: 11 11			
指	定	番	号	等	指定番号				指定年		П	н	
										牛	月	日	
早. 宏	日舌田	î 	+ n +	計									
京售	兄里多	で関う	木の柞										
景観	重要	樹木	の所	在地	東浦町								
								1-		I-I-			
行	為	\mathcal{O}	種	類		,	□伐	採	□移	植			
						()		
<i>z</i> —) / ₁	_	10	 -									
行	為	0)	場	所	東浦町								
+/+:	仁		+	法									
施	11		方	伝									
									<u> </u>				
 行	為	\mathcal{O}	期	間	着手予定日				完了	定日			
.1.1	洏	V	<i>79</i> 7	I ⊨1	年	月	日			年	月	日	

景観重要樹木現状変更許可書

			第		号
			年	月	日
様					
	東浦町	印			
/r:	ロ仏は云中誌のもりよした状々	7月朔壬西樹-	⊢ or It like	心水田	17 01 1
	日付けで申請のありました次の	ノ京観里安倒ノ	トの現石	下 変更	(C^)(\
ては、許可します。	T				
指定番号等	指定番号	指定年月日			
11日 亿 田 4		年	月	日	
景観重要樹木の樹種					
景観重要樹木の所在地	東浦町				
行 為 の 種 類	□伐 採 □移 植()
行 為 の 場 所	東浦町				
現状変更の内容					
許 可 条 件					
1 との油学にて肥ぶ	なて担人は との池学がなった	- > 1. +. kn +	- H 1	J 🗆 🗘 .	> t: ⊐

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に東浦町を被告として(訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長 になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

景観重要樹木所有者変更届出書

-	本治町目	年	月	月
,	東浦町長 届出者(新所有者)			
	住所			
	氏 名			
	電話番号			
	下記の景観重要樹木の所有者を変更したので、景観法第 43 条の す。	規定に基	づき届	け出
	記			
1	指定番号			
0				
2	指定年月日 年 月 日			
	т Л н			
3	景観重要樹木の樹種			
4				
	東浦町			